

オピニオン「オープンカレッジ」

現代社会学部榎澤幸広准教授の「離島と憲法

～地域再生は過去の事例検討が不可欠～」掲載

●中部経済新聞 2016年4月22日(金)

Opinion オピニオン

えのさわ ゆきひろ 憲法学。専修大学大学院法学研究科公法学専攻(博士後期課程)修了。博士(法学)。1973年生まれ。



名古屋学院大学
現代社会学部准教授
榎澤 幸広

(沖縄県)など。実は、離島という側面から列島全体を見渡すと、日本は「多文化社会」であることがわかる。

地域再生は過去の事例検討が不可欠

は600人在住していた。しかし、1969年1～6月に全島民(91人)が引揚げ無人島化してしまった。高度経済成長期に無人島化した理由は、①電気水道医療などの施設がなかったこと②本土や本島に比して経済格差が顕著なこと③若者の島離れが深刻であること④住民の高齢化により本島との連絡も厳しくなってきたことなどである。さらに、この理由の引き金になったと思われるの

(3)に関しては、港湾未整備や海上交通の困難さから、教科書が4月に届かなかったり、投票権行使が制限・停止されていた例や水や食料資源が未だ確保困難である例など、他島の事例もふまえる必要がある。「人権」。読者には当たり前の言葉かもしれない。しかし、自由への権利を獲得するための闘いが請願や陳情を通じ離島では繰り返行われてきたし、現在の日本の状況を鑑みれば類似の状況が生じているともいえる。地元の地域再生にぜひ参照してほしいと思う。

「離島」。この言葉を見て読者は何を思い浮かべるだろうか。海賊の財宝が眠る島、絶海の孤島、他国と領土紛争になりそうな国境線沿いの島……。これらのイメージは必ずしも間違いではないが、日本は本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6847の離島のうち、418もの有人島が点在し(2012年4月1日現在)、独自の文化や歴史を各々形成してきたということを忘れてはならない。

離島と憲法

しかし、これら貴重な文化が「過疎化」や「無人島化」によって失われつつあるという現実がある。戦後に限っても無人島化した離島は60近くある。政府は少子化や過疎化社会の未来予測をよく行おうが、それと同時に、これらの離島に対する法・政策の努力や失敗を一つ一つ丹念に検討することが地域再生の課題に一筋の光を与えてくれると私は考える。

今回は、伊豆諸島の八丈小島の事例を紹介し、いかなる法的検討課題があるか紹介したいと思う。

八丈小島は八丈島(本島)の属島と位置づけられるが(東京から南方約287キロ、八丈本島から西に約7.5キロの周囲8.7キロの島)、少なくとも室町時代ごろから定住者があり、最盛期に

この事例は、憲法的観点から、(1)本土や離島間などの経済・教育格差是正の必要性(14条や26条など)(2)居所を選択できる居住移転の自由(22条)の話ではなく、慣れ親しんだ島を「離れざるを得ない」点(3)22条も含む自由権を行使するには、前提として、社会権に関わるインフラ整備が必要不可欠であること(4)小島出身者が議員として選ばれるような、少数派のための選挙制度改革などの検討課題を提起している。

オープン
カレッジ